

## 自治会について

### 【提案内容】

現在、自治会は法人化した自治会、法人化していない自治会があります。市にとって自治会は、法的にどのような団体として取り扱っているのか。

### 【市回答・令和6年3月】

自治会は、地方自治法第260条の2第1項では、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」とされており、自主的に組織された住民組織で、その区域に住む人なら誰でも加入できる任意の組織として、市とは別の組織と認識しています。

また、法人化され、認可地縁団体となった場合においても、地方自治法第260条の2第6項に「認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない」と記載があるように、あくまで市とは別の法人として認識しています。

しかし、法人化の有無にかかわらず、市と自治会は様々な面で連携、協力関係にあり、地縁団体として地域における問題や課題の解決を主体的に担っている自治会の活動は、地域コミュニティ活動の基本的な役割を果たしていると考えられています。今後も、市として、自治会の皆様とのさらなる連携・協働により、様々な地域課題の解決や地域コミュニティ活動への参加促進などに取り組んでいきたいと考えています。